

# 公 示

国土交通省共済組合北海道開発局支部が運営する札幌開発建設部の施設において、清涼飲料水自動販売機の営業を希望する業者の公募について、次のとおり公示します。

令和8年1月15日

国土交通省共済組合  
北海道開発局支部長 遠藤 達哉

## 1 対象業者

国土交通省共済組合北海道開発局支部の委託を受けて、札幌開発建設部施設において、清涼飲料水自動販売機の営業を希望する者

## 2 対象施設

物件番号1 札幌開発建設部 江別河川事務所

- (1) 所 在 地 江別市高砂町5番地
- (2) 設置許可台数 1台
- (3) 設置可能面積 1. 06 m<sup>2</sup> (W1.15m × D0.92m)
- (4) 在 勤 者 数 33名 (公示日現在)
- (5) 年間売上本数 約1,659本 (直近3力年平均)

物件番号2 札幌開発建設部 千歳川河川事務所

- (1) 所 在 地 千歳市住吉1丁目1番1号
- (2) 設置許可台数 1台
- (3) 設置可能面積 1. 13 m<sup>2</sup> (W1.25m × D0.90m)
- (4) 在 勤 者 数 50名 (公示日現在)
- (5) 年間売上本数 約2,528本 (直近3力年平均)

物件番号3 札幌開発建設部 滝川河川事務所

- (1) 所 在 地 樺戸郡新十津川町字中央89番地
- (2) 設置許可台数 1台
- (3) 設置可能面積 0. 99 m<sup>2</sup> (W1.10m × D0.90m)
- (4) 在 勤 者 数 34名 (公示日現在)
- (5) 年間売上本数 約2,021本 (直近3力年平均)

物件番号4 札幌開発建設部 夕張川ダム総合管理事務所

- (1) 所 在 地 夕張市南部青葉町573番地
- (2) 設置許可台数 1台
- (3) 設置可能面積 1. 04 m<sup>2</sup> (W1.16m × D0.90m)
- (4) 在 勤 者 数 15名 (公示日現在)
- (5) 年間売上本数 直近3力年売上実績なし (新規設置)

物件番号5 札幌開発建設部 千歳道路事務所

- (1) 所 在 地 千歳市北斗6丁目13番3号
- (2) 設置許可台数 1台
- (3) 設置可能面積 1. 08 m<sup>2</sup> (W1.20m × D0.90m)
- (4) 在 勤 者 数 24名 (公示日現在)
- (5) 年間売上本数 約946本 (直近3力年平均)

物件番号6 札幌開発建設部 滝川道路事務所

- (1) 所 在 地 滝川市新町2丁目1番31号
- (2) 設置許可台数 1台
- (3) 設置可能面積 1. 08 m<sup>2</sup> (W1.20m×D0.90m)
- (4) 在 勤 者 数 23名 (公示日現在)
- (5) 年間売上本数 約1,166本 (直近3カ年平均)

物件番号7 札幌開発建設部 深川道路事務所

- (1) 所 在 地 深川市音江町字広里306
- (2) 設置許可台数 1台
- (3) 設置可能面積 0. 99 m<sup>2</sup> (W1.10m×D0.90m)
- (4) 在 勤 者 数 19名 (公示日現在)
- (5) 年間売上本数 約929本 (直近3カ年平均)

物件番号8 札幌開発建設部 深川農業事務所

- (1) 所 在 地 深川市1条15番16号
- (2) 設置許可台数 1台
- (3) 設置可能面積 0. 99 m<sup>2</sup> (W1.10m×D0.90m)
- (4) 在 勤 者 数 28名 (公示日現在)
- (5) 年間売上本数 約1,562本 (直近3カ年平均)

物件番号9 札幌開発建設部 札幌南農業事務所

- (1) 所 在 地 北広島市中央6丁目8番地
- (2) 設置許可台数 1台
- (3) 設置可能面積 1. 06 m<sup>2</sup> (W1.15m×D0.92m)
- (4) 在 勤 者 数 10名 (公示日現在)
- (5) 年間売上本数 約686本 (直近3カ年平均)

物件番号10 札幌開発建設部 千歳空港建設事業所

- (1) 所 在 地 千歳市平和
- (2) 設置許可台数 1台
- (3) 設置可能面積 1. 04 m<sup>2</sup> (W1.15m×D0.90m)
- (4) 在 勤 者 数 15名 (公示日現在)
- (5) 年間売上本数 約1,231本 (直近3カ年平均)

注) 営業の希望は、上記の物件番号ごとに募集する。

3 申請に係る資料等の配布及び説明

公示後、清涼飲料水自動販売機の営業を希望する方は、申請書等についての個別説明を令和8年1月15日（木）から令和8年1月30日（金）までの土曜、日曜及び祝日を除く平日の9時00分から16時00分の間、札幌開発建設部職員課（電話：011-611-0195）において行いますので、電話で日時を確認の上、必ず受けてください。なお、資料配布及び説明を受けなかった方は、申請への参加を認めません。

4 営業の条件等

別紙のとおり

## 5 参加資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

## 6 提出書類

- (1) 北海道開発局支部札幌開発建設部施設（清涼飲料水自動販売機）営業申請書
- (2) 会社概要
- (3) 過去3年間における社会的信用失墜行為の有無
- (4) 店舗別営業開始日一覧表（法人の場合）  
履歴書等営業経験年数が確認できる書類（個人の場合）
- (5) 過去3年間の保健所からの指導事項及び改善措置状況
- (6) 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の2又は3の3）（写しで可）
- (7) 法人の場合は商業登記簿謄本 個人の場合は身分証明書（市町村発行）及び成年被後見人・被保佐人に「登記されていないことの証明書」（法務局発行）（同上）
- (8) 経営規模等調査票
- (9) 直近3年分の決算書 法人の場合 → 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書  
個人の場合 → 決算等財務状態が確認できる書類
- (10) 暴力団排除に関する誓約書
- (11) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
- (12) 提案書（A4版）

以上。詳細については、上記3の個別説明時に説明します。

## 7 申請書受付

- 提出方法： 持参、郵送（書留郵便に限る。）
- 受付期間： 令和8年1月15日（木）から令和8年1月30日（金）まで
- 受付時間： 「行政機関の休日に関する法律」第1条に規定する日を除く平日の  
9時00分から16時00分まで
- 受付場所： 札幌市中央区北2条西19丁目 札幌開発建設部職員課（5階）

## 8 委託業者の決定方法

企画内容及び経営実績等を総合的に審査の上、委託業者を決定します。

## 9 その他留意点

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とします。
- (3) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用することはありません。
- (4) 採用されなかった提案書については、原則、返却します。（返却を希望しない提案者は、その旨を提出する際に申し出願います。）
- (5) 提案書に虚偽の記載があった場合は、当該提案書を無効とします。
- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害する恐れがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、会計法令に基づく契約手続の完了までは、共済組合との契約関係は生じません。
- (8) 提出期限までに札幌開発建設部職員課に到達しなかった提案書は、いかなる理由をもっても特定されませんので留意願います。
- (9) 提案書を特定しなかった応募企業に対しては、当該提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由を書面で通知します。
- (10) 上記(9)の説明は、実施部局として説明責任を果たす趣旨であり、別途行われる特定手続や契約手続の執行を妨げるものではありません。

照会先： 〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目 札幌開発建設部 職員課  
電話(011)611-0195 担当 池田（いけだ）、浜（はま）

国土交通省共済組合北海道開発局  
支部 札幌開発建設部施設（清涼飲  
料水自動販売機）営業申請関係書類

令和8年1月15日  
札幌開発建設部 職員課

## 目 次

- 1 営業条件と施設概要（別添図面）
- 2 提出書類一覧及び提出書類様式
- 3 提案書の記載内容及び様式「別紙1及び別紙2」
- 4 清涼飲料水自動販売機の経営業者選定方法について

(別紙)

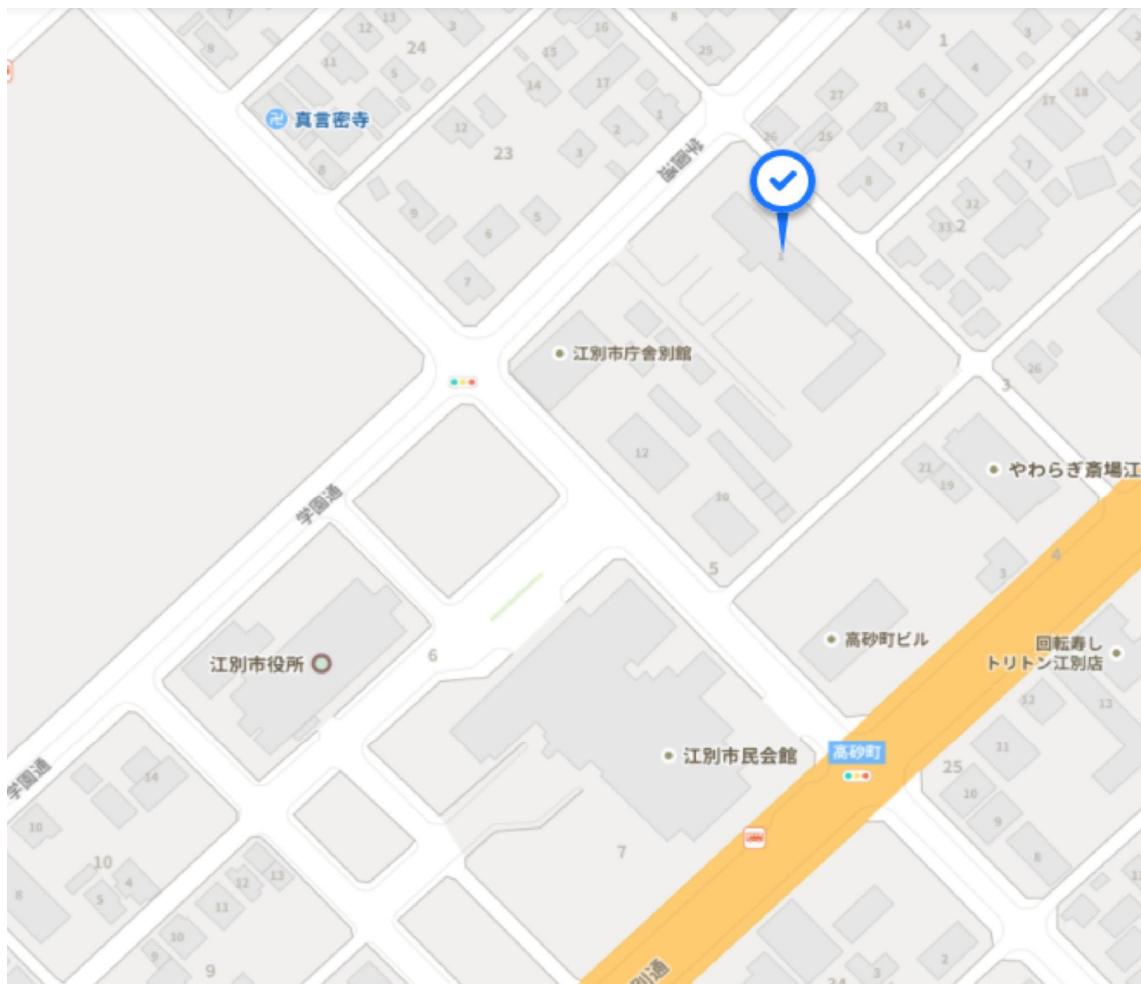
## 営業条件

項目	営業条件
施設の目的	札幌開発建設部施設において、組合員の福利厚生の増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービスを提供し、利便に資することを目的とする。
販売方法	自動販売機による販売とする。
販売品目	販売する品目は清涼飲料水とする。なお、商品の選択に当たっては、組合員のニーズを的確に把握し、その需要に十分配慮すること。
営業開始予定	令和8年4月予定。 なお、自動販売機の設置月日は、別途、打合せした上で決定する。
契約期間	契約期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。 ただし、必要に応じて、原則として一度に限り更新することができるものとする。
衛生管理等	営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守し、衛生管理及び安全管理は施設使用業者において全責任を負うものとする。
報告事項等	自動販売機経営委託契約書による。
施設使用料	施設使用料は徴収しない。
光熱水料	自動販売機運営に伴う光熱水料等諸経費については、施設使用業者が負担する。なお、負担額算定のため、施設使用業者は使用量測定計器を設置すること。
庁舎への出入等	庁舎の管理に関する規程に従うものとする。
目的外使用等の禁止	使用を許可された施設の第三者への譲渡、貸与及び使用目的以外の使用は禁止する。
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>① 施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は施設使用業者が行うこと。</li><li>② 自動販売機の運営については、善良なる管理者の注意義務をもって、これに当たること。</li><li>③ 自動販売機の運営に係る従業員の身分保障、健康管理及び服務規律は施設使用業者の責任において実施すること。</li><li>④ 契約期間経過後は、速やかに施設等の原状回復を行うこと。</li><li>⑤ 本条件に記載のない項目については、別途協議する。</li></ul>

## 物 件 概 要

### 物件番号 1 札幌開発建設部 江別河川事務所

- 1 履行場所名称 札幌開発建設部 江別河川事務所
- 2 住 所 江別市高砂町5番地
- 3 庁舎在庁者数 33名
- 4 飲料水自動販売機の設置可能 (転倒防止措置等を含めた面積)  
面 積 1. 0 6 m<sup>2</sup> (W1. 15m×D0. 92m)  
高 さ 2. 5 m以内
- 5 飲料水自動販売機の設置場所 別紙のとおり
- 6 江別河川事務所の位置図





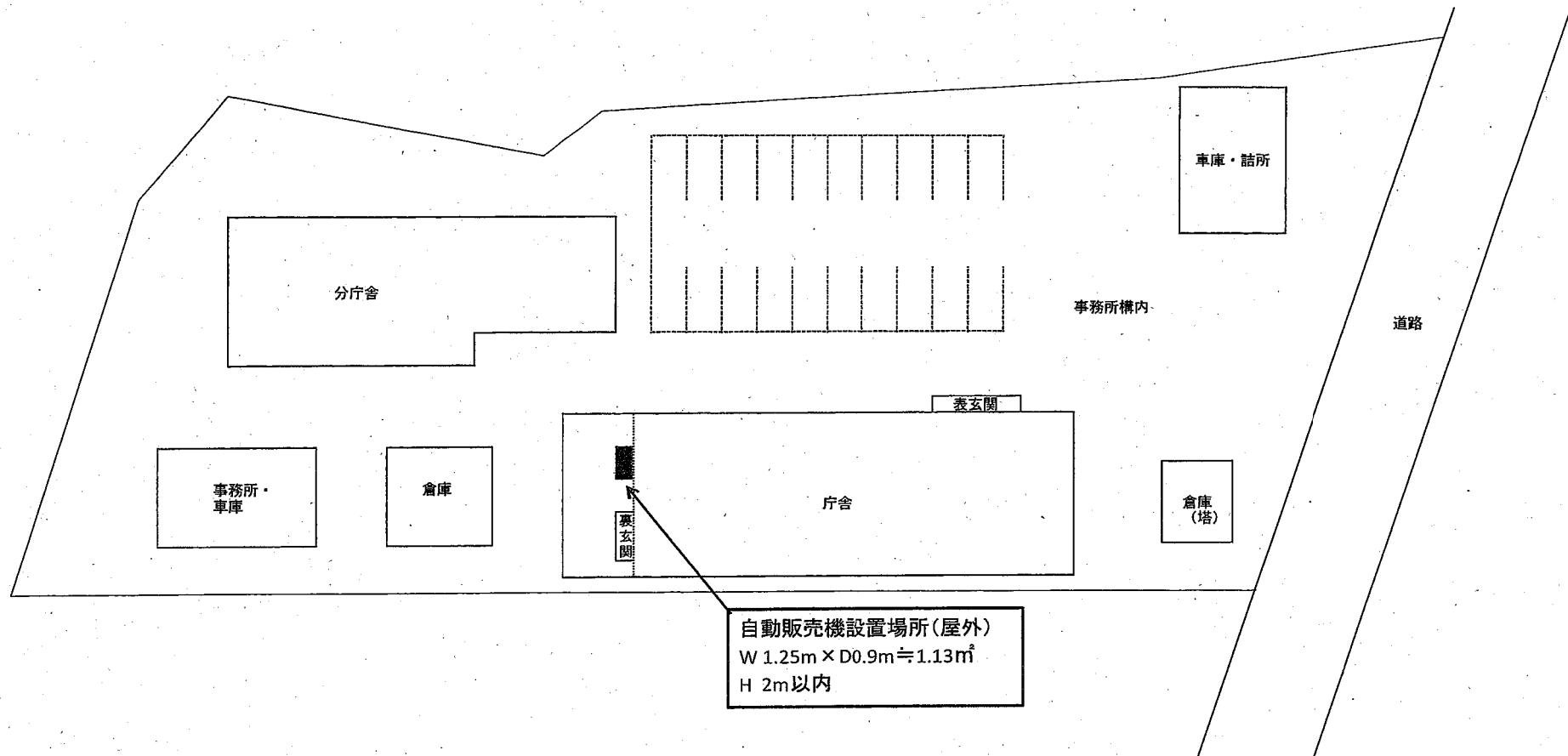
## 物 件 概 要

### 物件番号 2 札幌開発建設部 千歳川河川事務所

- 1 履行場所名称 札幌開発建設部 千歳川河川事務所
- 2 住 所 千歳市住吉1丁目1番1号
- 3 庁舎在庁者数 50名
- 4 飲料水自動販売機の設置可能 (転倒防止措置等を含めた面積)  
面 積 1. 13m<sup>2</sup> (W1.25m×D0.90m)  
高 さ 2. 0m以内
- 5 飲料水自動販売機の設置場所 別紙のとおり
- 6 千歳川河川事務所の位置図



千歳川河川事務所 全体平面図



## 物 件 概 要

### 物件番号 3 札幌開発建設部 滝川河川事務所

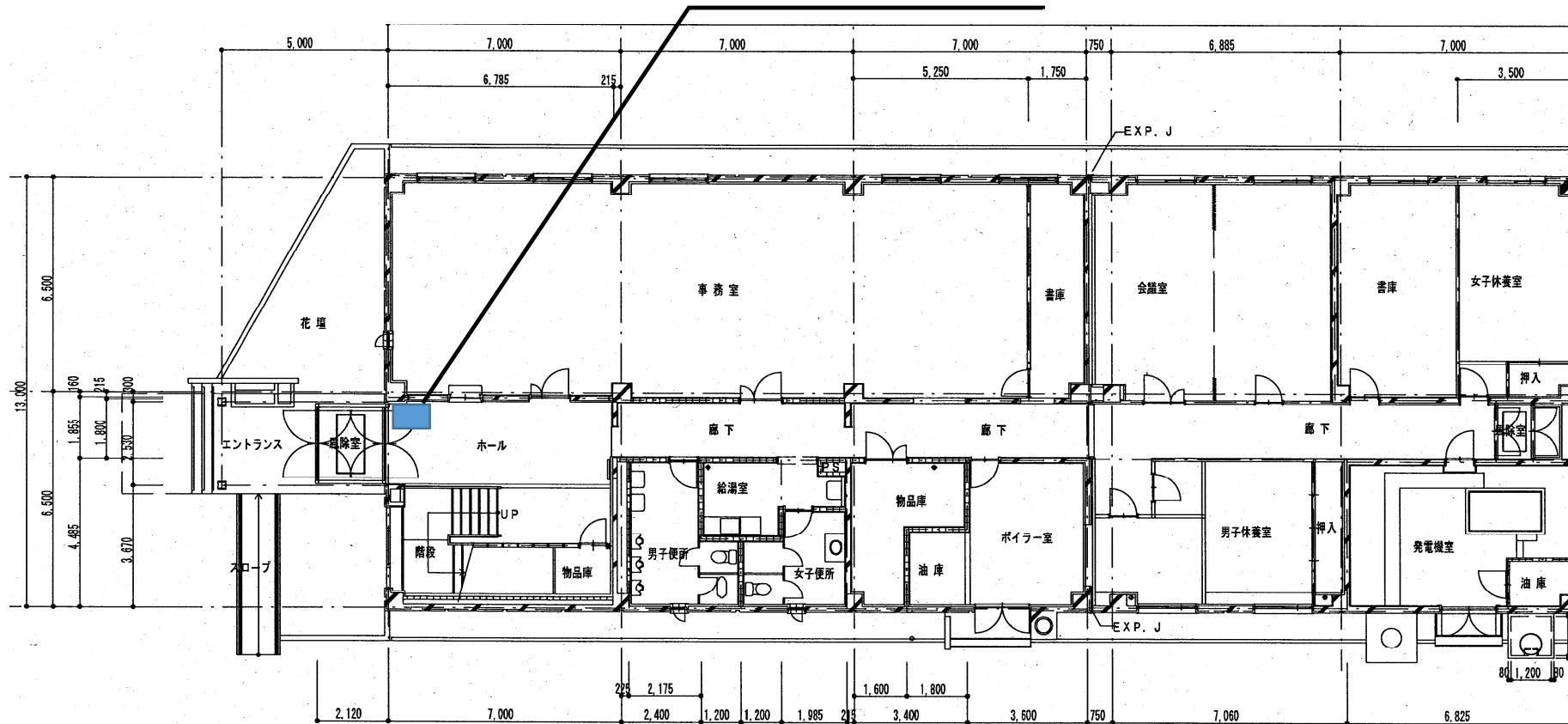
- 1 履行場所名称 札幌開発建設部 滝川河川事務所
- 2 住 所 樽戸郡新十津川町字中央 8 9 番地
- 3 庁舎在庁者数 3 4 名
- 4 飲料水自動販売機の設置可能 (転倒防止措置等を含めた面積)  
面 積 0. 9 9 m<sup>2</sup> (W1. 10m×D0. 90m)  
高 さ 2. 5 m以内
- 5 飲料水自動販売機の設置場所 別紙のとおり
- 6 滝川河川事務所の位置図



# 滝川河川事務所

## 自動販売機置場

$$1.10\text{m(W)} \times 0.90\text{m(D)} = 0.99\text{m}^2$$



## 物 件 概 要

### 物件番号 4 札幌開発建設部 夕張川ダム総合管理事務所

1 履行場所名称 札幌開発建設部 夕張川ダム総合管理事務所

2 住 所 夕張市南部青葉町573番地

3 庁舎在庁者数 15名

4 飲料水自動販売機の設置可能 (転倒防止措置等を含めた面積)

面 積 1. 04m<sup>2</sup> (W1.16m×D0.90m)

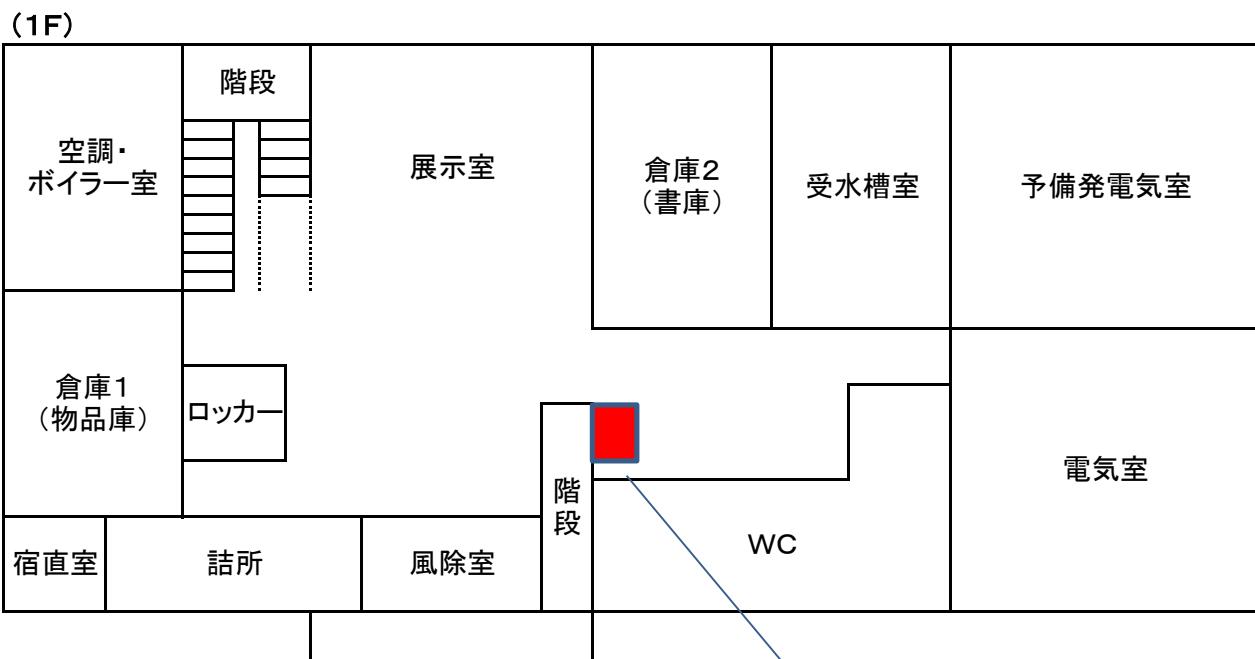
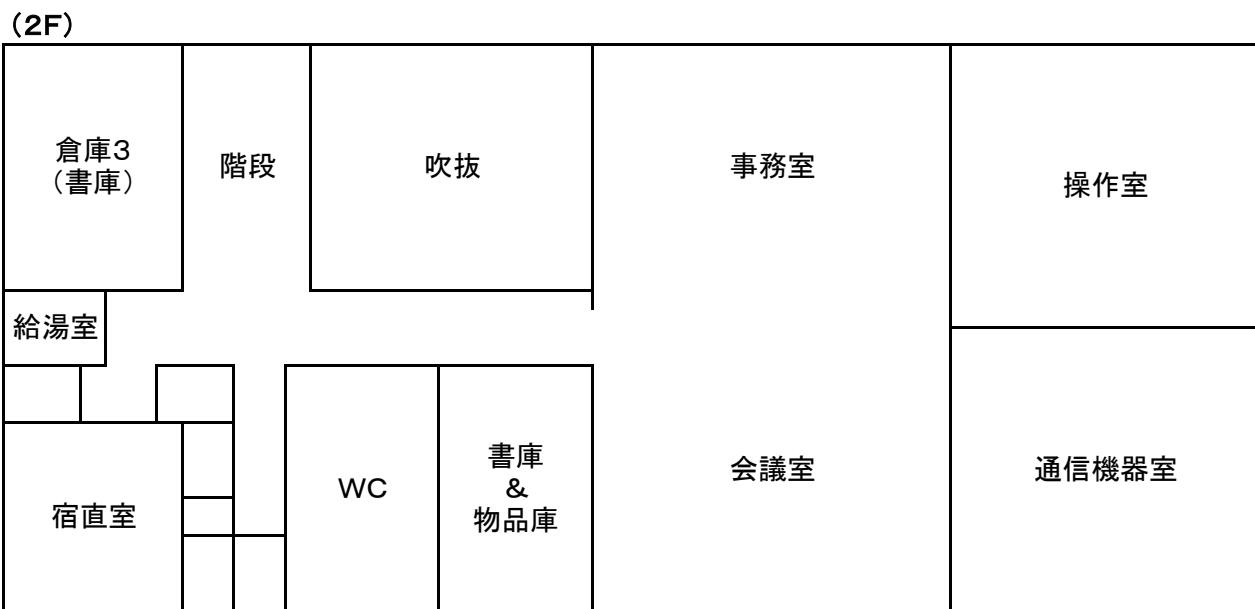
高 さ 1. 9m未満

5 飲料水自動販売機の設置場所 別紙のとおり

6 夕張川ダム総合管理事務所の位置図



## ■夕張川ダム総合管理事務所 管理棟平面図



清涼飲料水自動販売機  
 $1.16 \times 0.9 = 1.04 \text{m}^2$   
 H=1.9m未満

## 物 件 概 要

### 物件番号 5 札幌開発建設部 千歳道路事務所

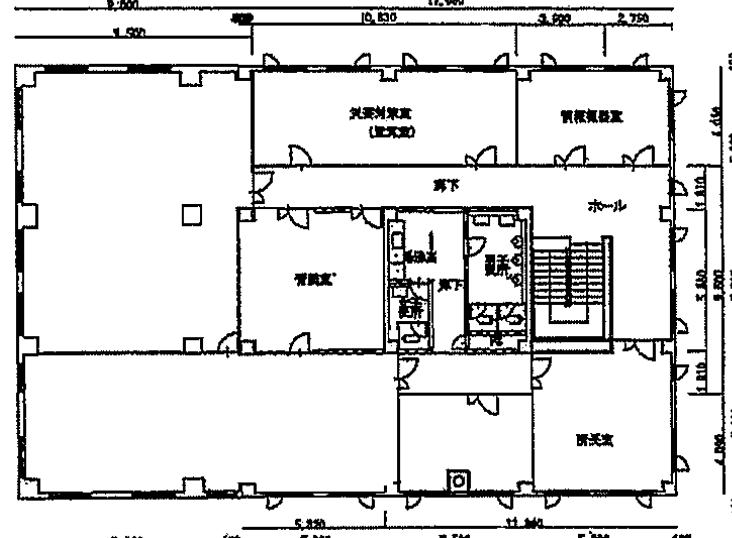
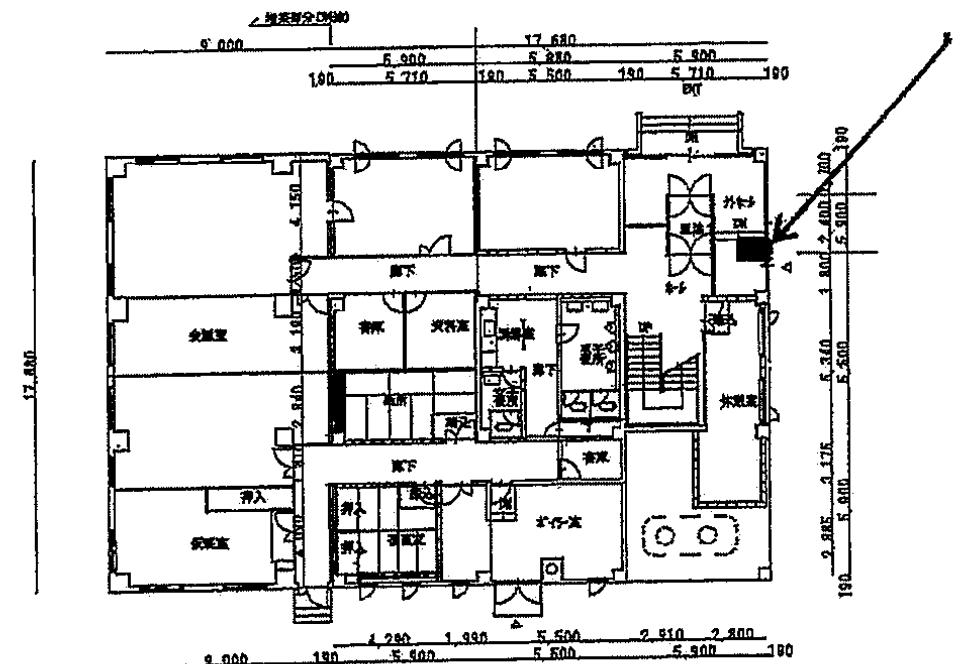
- 1 履行場所名称 札幌開発建設部 千歳道路事務所
- 2 住 所 千歳市北斗6 丁目1 3番3号
- 3 庁舎在庁者数 24名
- 4 飲料水自動販売機の設置可能 (転倒防止措置等を含めた面積)  
面 積 1. 0 8 m<sup>2</sup> (W1.20m×D0.90m)  
高 さ 2. 0 m以内
- 5 飲料水自動販売機の設置場所 別紙のとおり
- 6 千歳道路事務所の位置図



## 千歲道路事務所

名著

$$H=2.0m \text{ 以内 } W1.2 \times D0.9 = 1.08 m^2$$



存檔於 11/07/2023

S1/200

支撐基礎面 53/201

口頭名	千葉県柏崎市東柏崎	開 示 番 号	11262	面 積 率 子	
表 示	千葉県柏崎市東柏崎 〒757-0024	面 積 率 母		縮 尺	
測 量 番 号	1.01	測量の 右 左 方	方左	測 量 日	
測量員	北山、T.O	測量員	582、74	測 量 員 名	
備 考	鉄筋コンクリート柱	承 認 者	承 認 者	承 認 者	

## 物 件 概 要

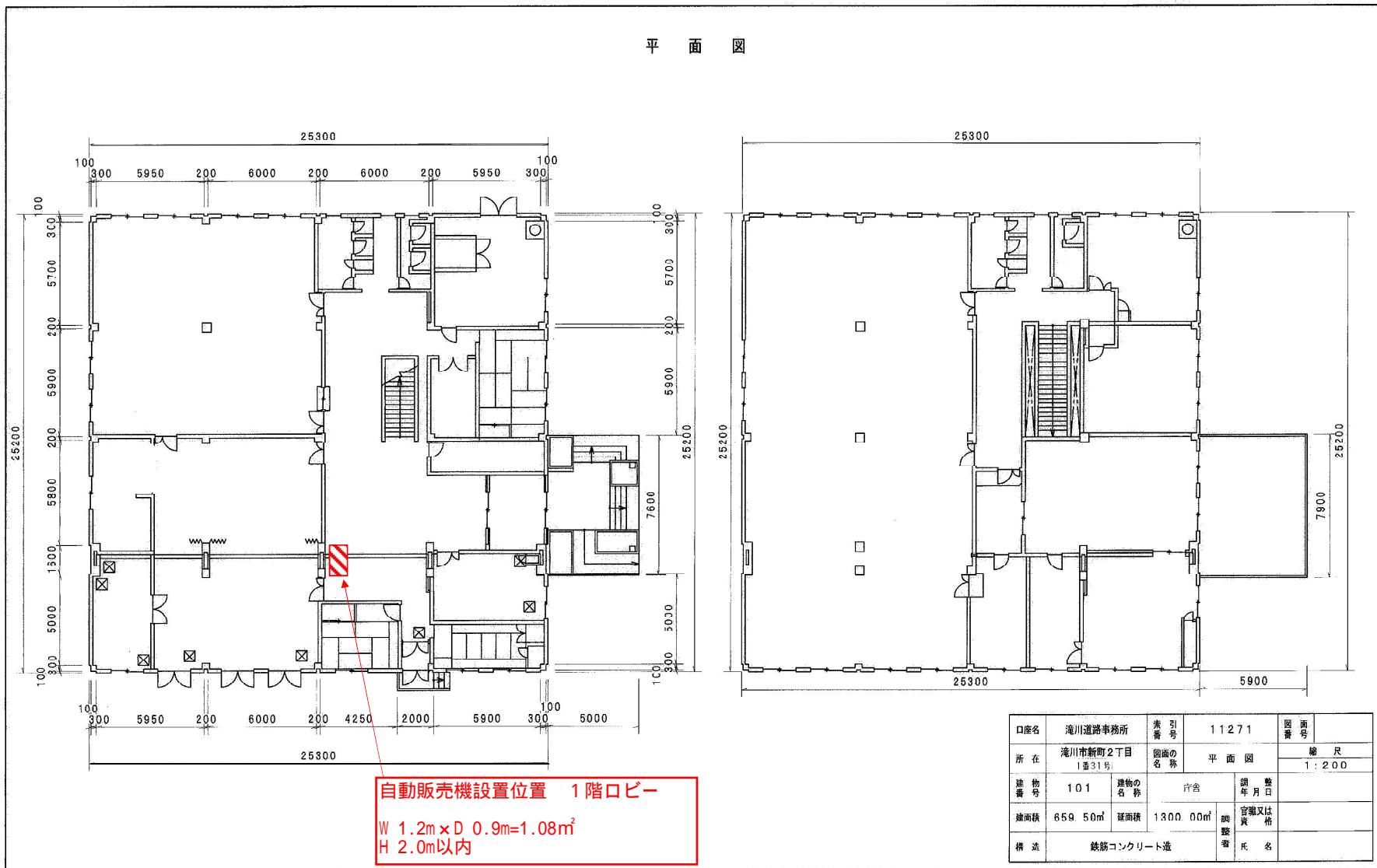
### 物件番号 6 札幌開発建設部 滝川道路事務所

- 1 履行場所名称 札幌開発建設部 滝川道路事務所
- 2 住 所 滝川市新町2丁目1番31号
- 3 庁舎在庁者数 23名
- 4 飲料水自動販売機の設置可能 (転倒防止措置等を含めた面積)  
面 積 1. 08m<sup>2</sup> (W1.20m×D0.90m)  
高 さ 2. 0m以内
- 5 飲料水自動販売機の設置場所 別紙のとおり
- 6 滝川道路事務所の位置図



口座名 滝川道路事務所

平面図



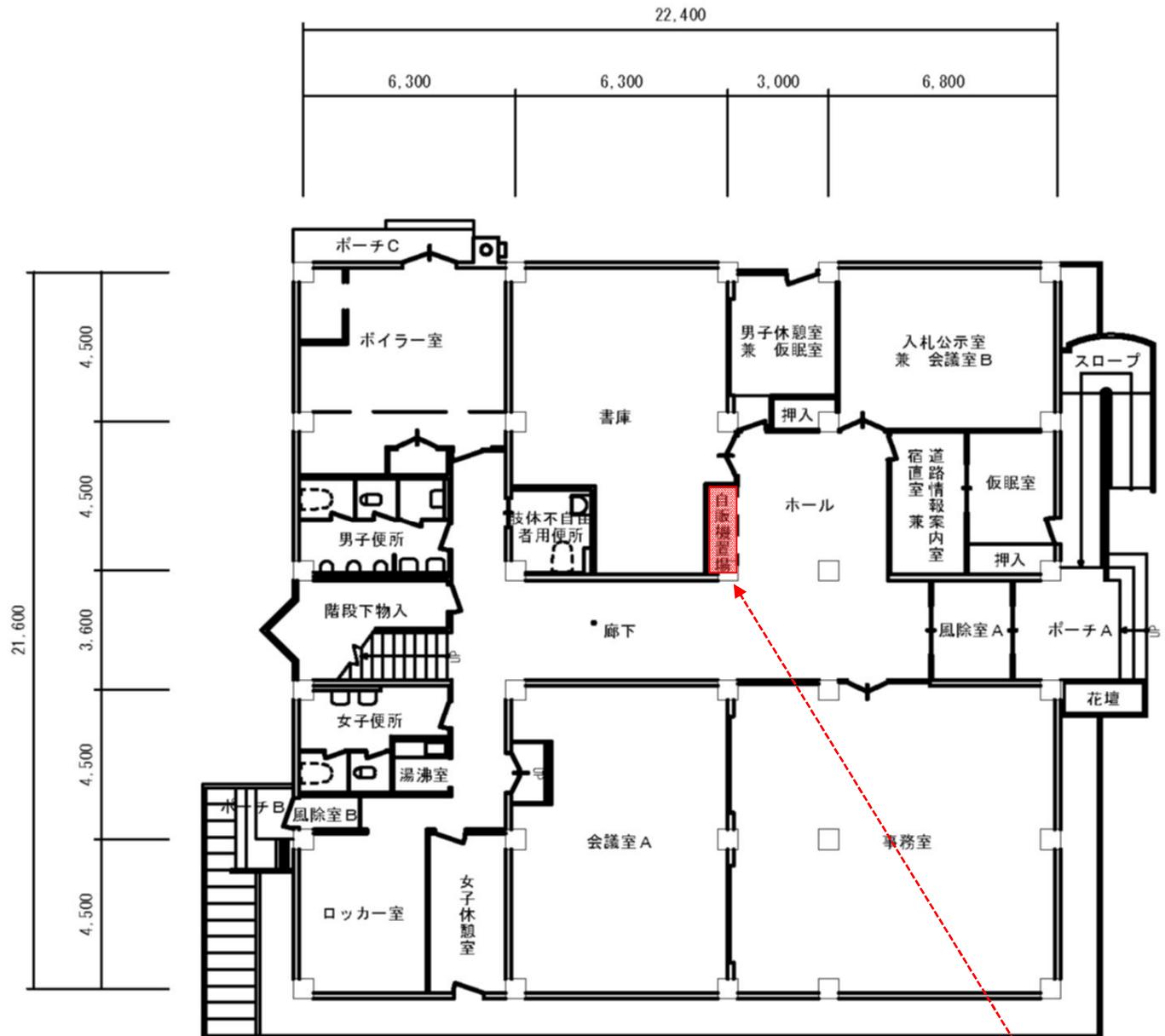
## 物 件 概 要

### 物件番号 7 札幌開発建設部 深川道路事務所

- 1 履行場所名称 札幌開発建設部 深川道路事務所
- 2 住 所 深川市音江町字広里 306
- 3 庁舎在庁者数 19名
- 4 飲料水自動販売機の設置可能 (転倒防止措置等を含めた面積)  
面 積 0. 99 m<sup>2</sup> (W1.10m×D0.90m)  
高 さ 2. 1m以内
- 5 飲料水自動販売機の設置場所 別紙のとおり
- 6 深川道路事務所の位置図



# 深川道路事務所



1階 平面図

自動販売機設置場所

W:1.10m × D:0.90m=A:0.99m<sup>2</sup>

H : 2.10m以内

## 物 件 概 要

物件番号 8 札幌開発建設部 深川農業事務所

- 1 履行場所名称 札幌開発建設部 深川農業事務所

2 住 所 深川市1条15番16号

3 庁舎在席者数 28名

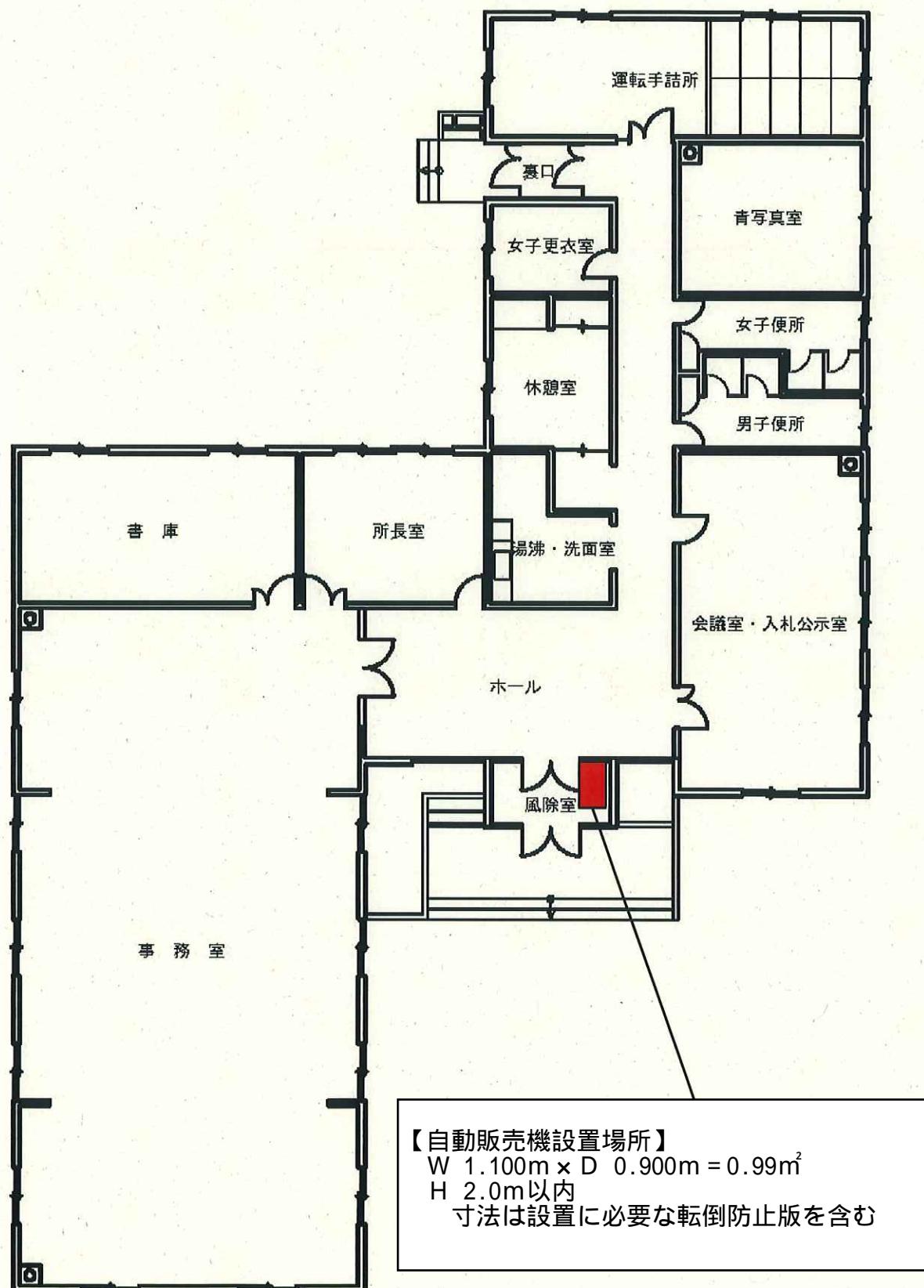
4 飲料水自動販売機の設置可能 (転倒防止措置等を含めた面積)  
面 積 0.99m<sup>2</sup> (W1.10m×D0.90m)  
高 さ 2.0m以内

5 飲料水自動販売機の設置場所 別紙のとおり

6 深川農業事務所の位置図



深川農業事務所 庁舎平面図



## 物 件 概 要

### 物件番号 9 札幌開発建設部 札幌南農業事務所

- 1 履行場所名称 札幌開発建設部 札幌南農業事務所
- 2 住 所 北広島市中央6丁目8番地
- 3 庁舎在庁者数 10名
- 4 飲料水自動販売機の設置可能 (転倒防止措置等を含めた面積)  
面 積 1. 0 6 m<sup>2</sup> (W1. 15m×D0. 92m)  
高 さ 2. 0 m以内
- 5 飲料水自動販売機の設置場所 別紙のとおり
- 6 札幌南農業事務所の位置図



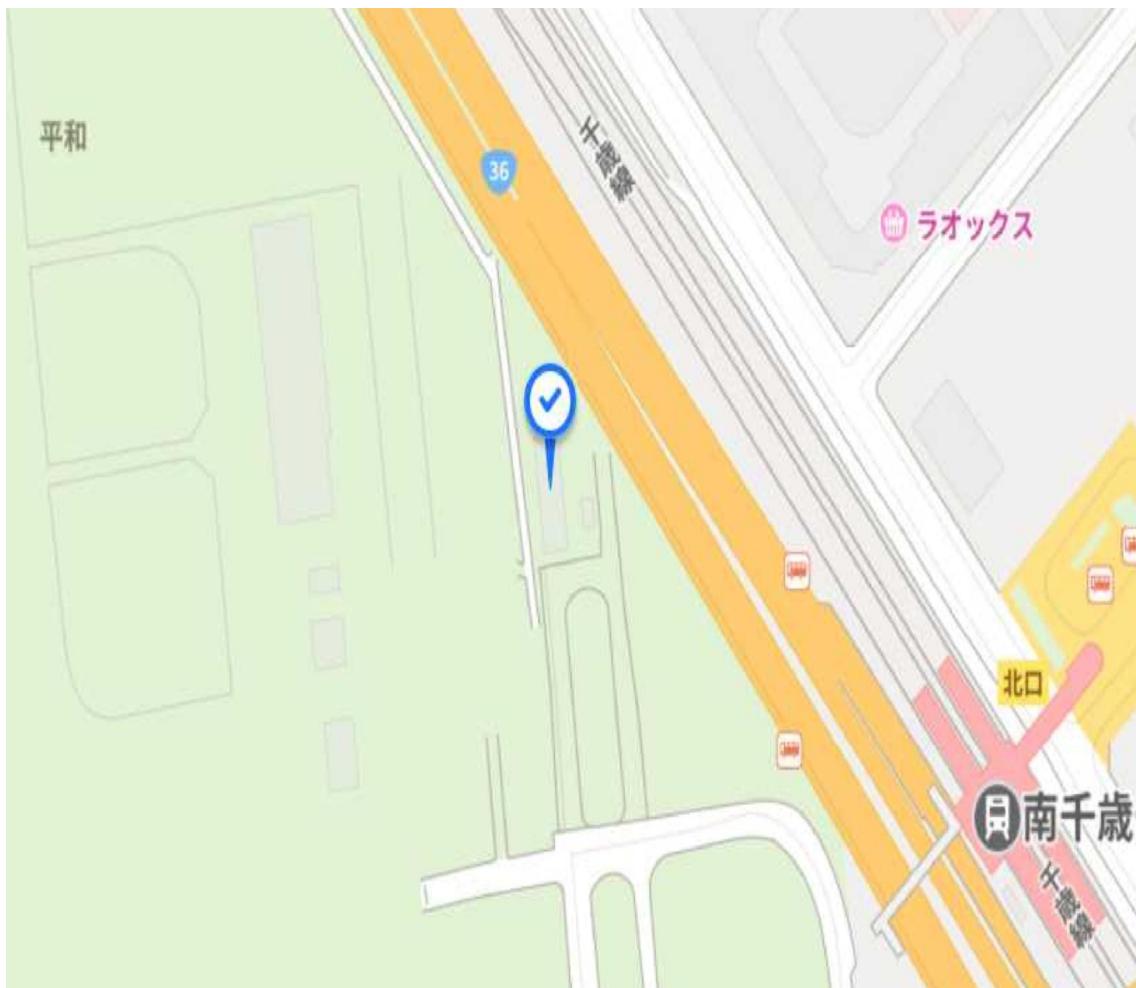


自動販売機設置場所  
W1.15m × D0.92m 1.06m<sup>2</sup>  
H2.00m以内

## 物 件 概 要

### 物件番号 10 札幌開発建設部 千歳空港建設事業所

- 1 履行場所名称 札幌開発建設部 千歳空港建設事業所
- 2 住 所 千歳市平和
- 3 庁舎在庁者数 15名
- 4 飲料水自動販売機の設置可能 (転倒防止措置等を含めた面積)  
面 積 1. 0.4 m<sup>2</sup> (W1.15m×D0.90m)  
高 さ 2. 3m以内
- 5 飲料水自動販売機の設置場所 別紙のとおり
- 6 千歳空港建設事業所の位置図



# 自販機位置図（千歳空港建設事業所）



## 提出書類一覧

【提出書類】		提出部数	備考
(1)	北海道開発局支部札幌開発建設部施設（清涼飲料水自動販売機）営業申請書	1部	
(2)	会社概要	1部	様式1
(3)	過去3年間における社会的信用失墜行為の有無	1部	様式2
(4)	店舗別営業開始日一覧表	1部	様式3
(5)	過去3年間の保健所からの指導事項及び改善措置状況	1部	様式4
(6)	法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の2又は3の3）（※写しで可）	1部	
(7)	法人の場合 → 商業登記簿謄本（※写しで可） 個人の場合 → 身分証明書（市町村発行）及び成年被後見人・被保佐人に「登記されていないことの証明書」（法務局発行）（※写しで可）	1部	
(8)	経営規模等調査票	1部	様式5
(9)	直近3年分の決算書 賃借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（法人の場合） 決算等財務状態が確認できる書類（個人の場合）		
(10)	暴力団排除に関する誓約書	1部	様式6
(11)	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況	1部	様式7
(12)	提案書（A4版） 記載内容は別添のとおり	1部	

令和 年 月 日

国土交通省共済組合  
北海道開発局支部長 遠藤 達哉 殿

(申請者)

郵便番号

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

北海道開発局支部札幌開発建設部施設（清涼飲料水自動販売機）営業申請書

(物件番号 事務所等名 )

上記物件について、清涼飲料水自動販売機の営業を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び関係書類の記載事項については、事実と相違しないことを誓約します。

※1 複数の物件の営業申請を行う場合は、上記の記載に準じ、個別に物件番号及び事務所等名を記載するものとする。

※2 代表者印は、登録印を押印すること。

※3 以下を記入することで押印不要。

本件責任者

(部署名・氏名)

(連絡先)

担当者

(部署名・氏名)

(連絡先)

(様式 1)

## 会 社 概 要

商号又は名称	
所在 地	
創業開始年月日	
資本金等	
事業内容	
主な営業区域	
清涼飲料水自動販売機の維持管理を担当する部署等の名称、住所及び電話番号	
従業員数	
特記事項	

※ 会社概要に係るパンフレット類がある場合には1部添付すること。

(様式2)

過去3年間における社会的信用失墜行為の有無

発生年月日	具体的内容

※ 該当がない場合には、必ず「該当なし」と記入すること。

(様式 3)

### 店舗別営業開始日一覧表

主 な 店 舗				
店舗名（官署名）	所在市町村	営業開始年月	施設規模	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※主な自動販売機を設置している店舗を10まで記入すること。  
(官公庁において自動販売機を設置している場合は、必ず記入すること。)

(様式4)

過去3年間の保健所からの指導事項及び改善措置状況

発生年月日	具体的内容

※該当がない場合には、必ず「該当なし」と記入すること。

(様式 5)

## 経営規模等調査票

令和 年 月 日

商号又は名称				本社(店)所在地			
経営 規模	年間売上高	令和4年度分 年月～年月	令和5年度分 年月～年月	令和6年度分 年月～年月	合計	年間平均	
		千円	千円	千円	千円	千円	
自己資本金	区分		直前決算時		余剰(欠損)金処分		
	資本金		千円		千円		
	新株式払込金等		千円		千円		
	準備金・積立金		千円		千円		
	次期繰越利益(損失)金		千円		千円		
	合計		千円		千円		
	従業員数 (常時勤務する従業員数)		従業員総数 人		店舗総数 店	1店舗平均従業員数 人	
経営状況	流動比率	区分	令和4年度 決算時	令和5年度 決算時	令和6年度 決算時	合計	3年間平均
		流動資産	千円	千円	千円	千円	千円
		流動負債	千円	千円	千円	千円	千円
		<u>3年間平均流動資産</u> 千円 × 100 = %					
	経営比率	<u>3年間平均流動負債</u> 千円					
		区分	令和4年度 決算時	令和5年度 決算時	令和6年度 決算時	合計	3年間平均
		総利益	千円	千円	千円	千円	千円
		総資本	千円	千円	千円	千円	千円
		<u>3年間平均総利益</u> 千円 × 100 = %					
		<u>3年間平均総資本</u> 千円					
営業年数		創業	休業(廃業)の期間	現組織への変更	営業(経験)年数		
		年月	年月～年月	年月	年月		

※直近3カ年の決算書に基づき記載すること。

## 暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

国土交通省共済組合

北海道開発支部長 遠藤 達哉 殿

住所

商号又は名称

代表者指名

印

私は、下記の事項について誓約します。

## 記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (2) 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者でないこと。

※1 代表者印は、登録印を使用すること。

※2 以下を記入することで押印不要。

本件責任者

(部署名・氏名)

(連絡先)

担当者

(部署名・氏名)

(連絡先)

## ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

※ 1～3 の全項目について、該当するものに○を付けること。

※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（北海道労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

### 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるばしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ エルボン 3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ エルボン 2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ エルボン 1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

### 2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年4月1日から令和4年3月31までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年3月31までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

### 3. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

## 提案書の記載内容

## 1 設置する自動販売機の内容

設置する自動販売機は、指定設置可能面積の範囲内（転倒防止策等を講じる必要がある場合は、その措置に必要な面積を含む。）で適宜設置し、自動販売機の諸元（名称、規格、1日当たりの消費電力、使用可能貨幣の種類）、販売可能な商品の種類数、クール及びホット対応、提供方法を記入すること。

なお、設置する自動販売機のパンフレットがあれば、1部提出すること。

## 2 設置する自動販売機で販売する商品

設置時点において自動販売機で販売する商品及び価格を別紙1「販売品目と価格設定」に記載すること。

※ 設置施設ごとに作成すること。

※ 販売可能な商品、入れ替え可能な商品ではないので注意すること。

## 3 自動販売機の収支計画

1年間の収支計画を別紙2「自動販売機の収支計画（1年間）」に記載すること。

※ 設置施設ごとに作成すること。

※ 収支計画は在庁者数等を考慮して策定すること。

## 4 クレーム及び要望等に対応する体制

利用者からのクレーム・要望に対応する体制について記載すること。

## 5 安全管理及び衛生管理に対応する体制

利用者・従業員に対する安全管理・衛生管理について、事故防止の体制及び事故への対応内容を記載すること。

## 6 廃棄物の回収方法及び工夫等

自動販売機で販売する商品や梱包等から発生する廃棄物（飲料水の容器等）について、回収及びその方法について記載すること。

## 7 省エネルギーへの配慮

自動販売機による商品の販売に当たって、省エネルギーに配慮している点等について記載すること。

## 8 その他利用者の利便性に配慮した工夫及び提案等

提案等があれば、記載すること。

※ 2及び3については、別紙様式に記載し、1及び4～8については、任意様式3枚以内（A4片面）で簡潔に記載してください。

## 販売品目と価格設定

※販売可能な商品ではなく、自動販売機を設置したとき、販売機に入れ販売する商品を記載してください。  
また、商品は分類毎に記載してください。

## 自動販売機の収支計画（1年間）

科目	金額 (円)	備考
売上高 A		※売上高の根拠となる年間売上数を次のとおり記載してください。 年間売上数～〇本/月 × 12月 = 〇〇本
売上原価 B		
売上総利益 C (A - B)		
販売費・一般管理費 D		
営業利益 E (C - D)		

※在庫数等を勘案して、収支計画を記載してください。

# 札幌開発建設部 江別河川事務所ほか9事務所等における 清涼飲料水自動販売機の経営業者選定方法（審査基準等）

## 1 審査方法

- ① 公募に参加した事業者から提出された申請書類に基づき、第1次審査において「経営状況」、第2次審査では国公募（技術点）に準じた評価項目により審査を行う。
- ② 経営業者選定審査項目についての評価は経営業者選定委員会事務局にて行い、結果を集計した「経営業者選定審査表」を、経営業者選定委員会に提出する。
- ③ 経営業者選定委員会は、事務局から提出のあった「経営業者選定審査表」を基に、事業者を選定する。

## 2 審査項目及び審査基準

### 【第1次審査】

提出された申請書類に基づき、下記の項目について審査を行う。

なお、第1次審査内容を通過した事業者についてのみ、第2次審査対象業者とする。

審査項目	審査内容
経営状況	<p>① 財産状態</p> <p>直近3期分の決算において、債務超過になっていないこと。</p> <p>債務超過に陥っている場合は、財務状況改善に向けた経営方針や改善策が確認できること。</p> <p>② 営業種目</p> <p>商業登記簿等により、清涼飲料水の販売が業務内容に含まれていること。</p> <p>③ 信用状態</p> <p>過去に社会的信用を失墜するような行為がなされていないこと。</p> <p>④ 店舗数及び店舗の配置状況</p> <p>石狩・空知管内に店舗又は営業所等を有していること。</p> <p>⑤ 衛生管理</p> <p>過去3年以内に官公庁等からの指摘を受けていないこと。</p> <p>⑥ 従業員数</p> <p>経営上支障のない従業員数を有していること。</p> <p>⑦ 売上高又は事業収入高</p> <p>売上高の前期比及び前々期比が激変（前期比マイナス20%以上目安）していないこと。</p> <p>⑧ 納税金額</p> <p>法人税、所得税及び消費税に滞納額がないこと。</p> <p>⑨ 経験年数</p> <p>同業種で、3年以上の実績があること。</p>

## 【第2次審査】

提出された提案書のうち、第1次審査を通過した事業者を対象に評価を行う。  
評価項目については、公募に参加する事業者に混乱が生じないよう、国公募  
(総合評価落札方式) における技術点と同様の評価項目とする。

■ 評価項目は以下のとおりとする。(各項目は20点満点とし、合計100点満点とする。)

1 利用者に対する利便性・有益性

利用者に対する利便性や有益性を有する提案について、評価に値する項目数に  
応じて加点する。

【例：電子マネー利用可、ユニバーサルデザイン機種、抗ウイルス・抗菌加工など】

2 販売商品の品目数（15品目以上とする）

販売商品の品目数に応じて、加点を行う。

3 商品値引率（販売商品全ての平均値とする）

販売商品の値引率に応じ、加点を行う。

4 清涼飲料水自動販売機を活用した当局の事業PRへの貢献

当局の事業PR、評価に値する項目について加点する。

【例：電光掲示板による河川情報の提供、パネルによる当局事業の紹介など】

5 災害・緊急時における貢献

災害・緊急時における対応に応じて加点を行う。

【例：清涼飲料水自動販売機内の商品無償提供、災害対応飲料水自動販売機の導入】

## 自動販売機経営委託契約書（案）

第1条 委託者は、北海道開発局札幌開発建設部の施設に勤務する国土交通省共済組合の組合員の福祉の増進に資することを目的として、組合員等に良質で低廉な物資の供給を図るため、自動販売機の経営を受託者に委託する。

2 受託者は、自動販売機の経営にあたり、関係法令、規則を遵守するとともに、共済組合の委託業者としての品位及び秩序の保持に努め、前項の趣旨に沿うよう最善の努力をしなければならない。

3 受託者は、業務の履行にあたって知り得た秘密や個人情報を、第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

第2条 受託者は、委託者が認めた場合を除き、自動販売機の経営の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。

第3条 委託者は、別途覚書に定めるところにより、国の施設及び物品（以下「施設等」という。）を受託者の使用に供する。

2 受託者は、委託者から貸与される施設において増改築等に伴い移設が必要となった場合は、受託者の負担において移設を行うこととする。

第4条 受託者は、善良な管理者の注意をもって施設等を使用し、特に火災及び盗難の予防に万全を期するものとする。

2 受託者は、その責めに帰すべき理由により、施設等を滅失又は毀損したときは、委託者の定めるところにより、損害を賠償しなければならない。

第5条 受託者は、施設等の全部若しくは一部を第三者に貸与し又は利用させ、若しくは自動販売機以外の用に供してはならない。

第6条 受託者は、施設等についてその使用計画を変更し又は修繕、模様替え等の行為をしようとするときは、あらかじめ文書をもって委託者の承認を受けなければならない。

第7条 受託者は、販売品目の種類、内容、価格等を定めようとする場合は、文書をもって委託者の承認を受けるものとし、その詳細は別途、覚書の定めるところによる。

第8条 受託者は、受託者の取り扱う商品の適正な管理を行い、その商品及び管理の一切の責に任ずるものとする。

2 受託者は、その責に帰する事由により職員等の保管物品を毀損又は滅失した場合は、その職員等に対して損害を賠償しなければならない。

第9条 受託者は、自動販売機の経営に使用する従業員の身元保証、健康管理、就業等のすべての事項に関して、その責に任ずるものとする。

2 委託者は、保健衛生及び風紀、その他の理由により必要と認めるときは、受託者の従業員の就業禁止、その他必要な措置を講ずることができる。

第10条 受託者は、自動販売機の経営に伴う次の経費を負担するものとする。  
光熱水料、人件費、保健衛生費、備品費、被服費、消耗品費、公租公課、施設等にかかる通常

の補修費、その他自動販売機の営業に必要な費用  
2 委託者は、受託者から施設等の使用料は徴収しない。

第11条 委託者は、受託者に対し自動販売機経営の委託に伴う報酬、その他いかなる対価をも支払わない。

第12条 受託者は、経営上の商取引について、一切自己の名義でこれを行い、委託者の名義を使用し、また、これを冠用しないものとする。

2 受託者は、経営上の商取引その他の对外関係について、委託者の信用を損なうような行為を行わないとともに、営業に伴う一切の結果について責任を負うものとする。

3 受託者は、この契約に違反して委託者に損害を与えたときは、委託者の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

第13条 受託者は、営業を開始するとき及び契約を更新するときに、原価見積書（別紙様式第1号）を委託者に提出するものとする。

2 受託者は、売上月計表（別紙様式第2号）、毎月の収支計算書（別紙様式第3号）を翌月10日までに委託者に提出するものとする。

3 受託者は、事業年度末の損益計算書（別紙様式第4号）を翌事業年度の5月31日までに委託者に提出するものとする。

4 委託者は、自動販売機の経営状況について、毎年度末及び必要と認めるときは監査をし、改善を指示することができる。

5 委託者は、施設等の使用状況又は現状等について隨時実地調査をし、報告を求め、その施設等の維持、保全又は使用の方法等について指示することができる。

第14条 委託者は、受託者の企業努力に基づき発生する適正な利潤以上に利益が生じるときは、販売商品の価格を検討し、その改正を指示することができる。

第15条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

契約は、必要に応じて原則として、同一の条件により一度に限り更新することができる。

第16条 委託者は、この契約の有効期間中といえども、受託者がこの契約に定める義務を履行しなかったときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、受託者が次のいずれかに該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 受託者が本契約の履行に関して締結する契約（以下「受託者の契約」という。）にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を受託者の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

3 受託者は、委託者に対し前2項の契約の解除による異議の申し立て、営業権の補償等の損害賠償、その他一切の請求をすることができない。

第17条 委託者受託者いずれか一方が、自己の都合により契約を解除しようとするときは、2ヶ月前に文書をもって申し立て、この契約を解除することができる。

第18条 契約期間が満了したとき、又は前2条の規定によりこの契約が解除されたときは、受託者は委託者の定めるところにより施設等を原状に回復して返還しなければならない。

2 前項の場合において、受託者はこの契約に基づき投じた有益費等、一切の費用があっても、これを委託者に請求し、又は異議の申立て、損害賠償、その他一切の請求をすることができない。

第19条 この契約書に定めるもののほか、必要な細部事項については、覚書に定める。

第20条 この契約に定めていない事項については、必要な都度、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

第21条 この契約について、委託者と受託者が協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は委託者と受託者との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者に解決のあっせんを求めるものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、委託者と受託者平等の負担とする。

第22条 この契約に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、委託者及び受託者双方が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

令和8年 月 日

委託者 札幌市北区北8条西2丁目  
国土交通省共済組合  
北海道開発局支部長 遠藤 達哉

受託者

(別紙様式第1号)

## 原 価 見 積 書

施設名

(単位: 円)

## 住 所

### 氏名

(別紙様式第2号)

### 壳上月計表

年 月分

施設名

(単位：円)

## 住 所

## 氏名

(別紙様式第3号)

# 收 支 計 算 書

年 月 分

施設名

(单位: 田)

## 住 所

### 氏名

(別紙様式第4号)

## 令和 年度 損益計算書

施設名

(単位: 円)

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

## 住 所

氏名

# 覚書（案）

令和8年 月 日付け国土交通省共済組合北海道開発局支部札幌開発建設部自動販売機経営委託契約書第3条、第7条及び第19条に基づく附帯事項を次のとおり約定する。

## 記

- 受託者に貸与する施設は、別紙1（目録・図面）に記載したとおりとする。
- 販売品目及び価格は、別紙2のとおりとする。
- 販売商品、見本及び価格は、一定の場所に表示すること。
- 受託者の負担する光熱水料は使用料相当額を負担すること（基本料金を除く）。
- 受託者が提出する書類については、国土交通省共済組合北海道開発局支部札幌開発建設部所属所を経由して提出すること。
- その他必要のある事項は、委託者と受託者が協議して定める。

令和8年 月 日

委託者 札幌市北区北8条西2丁目  
国土交通省共済組合  
北海道開発局支部長 遠藤 達哉

受託者

## 貸 与 す る 施 設

物件名 札幌開発建設部 ○○事務所

区 分	名 称	数量·面積	所在地	備 考
-----	-----	-------	-----	-----

## 建 物

## 販売品目及び価格

物件名 札幌開発建設部 ○○事務所